

幼稚園教育実習許可基準と手続き R8.4.1 改正

子ども未来部幼保支援課

教育実習許可基準

- 1 教育実習生は、桑名市在住の方に限ります。また、原則として桑名市立幼稚園・保育所、中学校出身の方に限ります。
- 2 教育実習生は、将来教職につく強い意思を有する者に限り、単に教職に関する単位取得のための教育実習はこれを承認しません。
- 3 実習日時、期間については、実習園の教育計画に従って、これを決定するものとします。
- 4 実習園の決定は、幼保支援課で審議を行い決定します。
- 5 実習園の決定後、実習生は、事前に実習園に赴き、指導担当教諭とともに準備のための打ち合わせを行ってください。
- 6 教育実習期間中少なくとも1回は、大学等の担当教官が、指導のため実習園を訪問するものとします。
- 7 **実習生の受入れ人数は一大学等3名までとします。希望者多数の場合は学内選抜をしてください。**

— 教育実習に関する手続き —

- 1 教育実習希望者は、申請ホームから「**幼稚園教育実習申込書**」にて10月末日までに申し込みをしてください。
※実習園については幼保支援課の指示に従うこととします。
- 2 教育実習希望者の申請を受け、「**教育実習内諾書**」[様式2]、「**幼稚園教育実習承認申請書**」[様式3]、「**教育実習調書**」[様式4](2部)を大学等に11月上旬に送付します。
- 3 教育実習を希望している大学等は、送付された「**幼稚園教育実習承認申請書**」、及び「**教育実習調書**」(2部)に必要事項を記入し、同封して12月末日までに幼保支援課へ提出してください。
- ④ その後、幼保支援課で審議を行い、実習園を大学長等宛に回答します。通知は教育実習前年度の2月初旬頃に行ないます。
- ⑤ 教育実習生は、実習開始予定日の1ヶ月前までに、実習園に打ち合わせのための連絡をとってください。
- ⑥ 大学等は、教育実習終了後、実習園の決定通知を送付した際に添付した「**教育実習報告書**」[様式5]に、実習生の所感および担当教官の所見を記入し、幼保支援課へ提出してください。(概ね二週間以内)

(申請ホーム)



— その他留意事項 —

書類は公文書として扱うため、訂正箇所は、修正ペン等ではなく訂正印にて訂正してください。

子ども未来部 幼保支援課
施設連携・支援係 幼稚園教育実習担当
〒511-8601
三重県桑名市中央町二丁目37番地
TEL 0594-26-1513
FAX 0594-24-1111